

## 【外務委員会】

### (1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された案件は、条約16件及び内閣提出の法律案1件であり、条約16件を承認し、法律案1件を可決した。

また、本委員会付託の請願10種類65件のうち、4種類4件を採択した。

#### 〔条約及び法律案の審査〕

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vは、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを目的として、環境影響評価、動植物相の保存、廃棄物の処分及び管理等に係る具体的措置を定めるものである。委員会においては、南極における環境保護の実効性確保、鉱物資源活動の禁止措置、観測活動から生じた廃棄物等の処理などについて質疑を行い、全会一致で承認された。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則は、アジア＝太平洋郵便連合憲章を改正し、アジア＝太平洋郵便条約を含む連合の諸文書の一般規則への一本化、一般規則の恒久文書化等を行うことを内容とするものであり、委員会においては、全会一致で承認された。

1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書及び、1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書は、船舶の検査の間隔及び証書の有効期間を相互に調和させること等を目的とするものであり、両議定書は、委員会において全会一致で承認された。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定は、中東・北アフリカ地域の平和、安定及び開発の強化・促進のため、地域的な経済開発及び経済協力を促進する機関として中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立すること等を内容とするものである。委員会においては、銀行設立の主旨と運営の在り方、我が国の中東支援策、東エルサレムのユダヤ人入植地の建設と中東和平プロセスの今後の見通しなどについて質疑を行い、討論の後、多数で承認された。

1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合（同年5月21日及び22日にローマで開催）において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合（同年6月28日から7月2日までローマで開催）において改正された地中海漁業一般理事会協定は、地中海及び黒海並びにこれらに接続する水域における海洋生物資源の保存、管理及び最適利用の促進等を目的とする地中海漁業一般理事会の設置及び運営について定めるものである。委員会においては、協定

締結の理由と意義、地中海におけるまぐろの資源状況などについて質疑を行い、全会一致で承認された。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ）は、同条約に附属する議定書Ⅱを改正し地雷等に対する規制を強化しようとするものであり、規制措置を従来戦争等に加え内乱にも及ぼすこと、探知不可能な対人地雷の使用を禁止し、自己破壊装置等を有しない対人地雷等の使用は原則禁止すること、使用が禁止される地雷の移譲は行わないこと等を定めるものである。委員会においては、地雷の被害、埋設等の現状、対人地雷の全面禁止に向けた我が国及び諸外国の基本姿勢、地雷除去に関する我が国の協力と武器輸出三原則との関係などについて質疑を行い、全会一致で承認された。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書は、失明をもたらすレーザー兵器の使用及び移譲を禁止することを内容とする新たな議定書Ⅳを同条約に追加することを定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認された。

航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定は、我が国と香港との間の定期航空業務を運営することを目的とし、また、航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定は、我が国とパプア・ニューギニアとの間の定期航空業務を開設運営することを目的とするものであり、それぞれそのための権利の相互許与、業務の運営についての手続及び条件等を規定するものであり、両協定は、委員会において全会一致で承認された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避を目的として、南アフリカとの間で課税権を調整するものであり、委員会においては、我が国における外国税額控除制度に係る問題等について質疑を行い、討論の後、多数で承認された。

可塑性爆薬の探知のための識別装置に関する条約は、いわゆるプラスチック爆薬を使用したテロ行為を抑止する見地から、探知が困難とされていたプラスチック爆薬の製造に際して、これに探知剤を添加することを義務づけ、識別措置がとられていない爆薬の製造、移動等は禁止すること等を定めるものである。委員会においては、本条約の実効性確保のための措置、我が国空港におけるプラスチック爆薬のチェック体制等について質疑を行い、全会一致で承認

された。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書は、世界貿易機関（W T O）設立協定に含まれている我が国の譲許表に関して、約 460品目の医薬品、また、コンピュータ、通信関連機器を含む約 200品目の情報技術製品の関税を新たに撤廃することを確認するものであり、委員会においては、討論の後、多数で承認された。

サービスの貿易に関する一般協定の第 4 議定書は、基本電気通信サービス分野の貿易について、多角的自由化を進展させるため、W T Oの関係加盟国が最恵国待遇を基本としつつ、市場アクセスを自由化し、内国民待遇を付与すること等を約束するものであり、委員会においては、討論の後、多数で承認された。

包括的核実験禁止条約は、ジュネーブ軍縮会議での交渉を経て、1996年 9月10日、国連総会において採択されたものであり、あらゆる場所において核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止するとともに、条約上の義務の実施を確保するための検証措置として、国際監視制度の整備、現地査察の実施等について規定するものである。委員会においては、橋本内閣総理大臣の出席を得て、条約成立の意義と発効の見通し、検証措置の有効性、未臨界実験・シュミレーション実験に係る諸問題、北東アジア非核地帯構想、核廃絶に向けた我が国の外交努力等の諸問題について質疑を行い、多数で承認された。

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定は、中国に返還される香港との間の投資環境の枠組みを整備しようとするものであり、投資許可に関する最恵国待遇、投資財産に係る収用措置及び敵対行為の発生による損害の補償、送金の自由、投資紛争解決手続等について定めるものである。委員会においては、本協定締結の意義及び現行の日中投資保護協定との関係、香港政府との各種実務協定の法的実効性の確保、我が国と香港との経済・投資関係の現状等について質疑が行われ、討論の後、多数で承認された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、カナダのモントリオールに国際民間航空機関日本政府代表部を新設し、これに伴い、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の設定を行うこと等を定めるものであり、委員会においては、全会一致で原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

2月20日、鄧小平氏死去後の日中関係、黄長燁北朝鮮労働党書記の亡命申請事件、北朝鮮食糧支援、北朝鮮による日本人拉致疑惑、在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件、劣化ウラン弾誤使用事件、県道 104号線越え実弾射撃訓練の

北海道移転、在沖米軍基地の継続使用、ナホトカ号による重油流出・汚染事故、自由権規約に基づく国連報告、外国人留学生10万人受入れ計画等の諸問題について質疑を行った。

5月8日、池田外務大臣から在ペルー日本大使公邸占拠事件の解決についての報告を聴取した。同月13日、参考人として特命全権大使ペルー国駐劄青木盛久君を招致し、意見を聴いた後、同参考人、池田外務大臣及び梶山内閣官房長官に対し、同事件、テロ対策、特殊部隊（SAT）、我が国のナショナルデー、ペルーに対する経済協力等の諸問題について質疑を行った。

6月10日、池田外務大臣から日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめに関し報告を聴取した。

6月12日、日米防衛協力ガイドライン、北方領土問題、青木前ペルー大使の発言、在外選挙制度等の諸問題について質疑を行った。

6月17日、池田外務大臣から在ペルー日本大使公邸占拠事件調査委員会報告書について報告を聴取した後、同事件、日米防衛協力ガイドライン、地球温暖化防止等の諸問題について質疑を行った。

なお、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度外務省関係予算の審査を行い、外務省報償費支出問題、横田基地騒音訴訟、我が国経済協力の在り方、青年海外協力隊に関する予算措置及び実施状況、在沖米軍用地の使用権原取得問題、在沖米軍の縮小・米海兵隊削減、劣化ウラン弾誤使用事件、駐留軍用地特措法の改正、北朝鮮情勢等の諸問題について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成9年1月23日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成9年2月20日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 鄧小平氏死去後の日中関係に関する件、黄長燁北朝鮮労働党書記の亡命申請事件に関する件、北朝鮮に対する食糧支援に関する件、北朝鮮による日本人拉致疑惑に関する件、在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件に関する件、在沖繩米軍による劣化ウラン弾誤使用に関する件、県道104号線越え実弾射撃訓練の北海道移転に関する件、沖繩米軍用地の継続使用に関する件、ナホトカ号による重油流出・汚染事故に関する件、自由権規約に基





○平成9年4月1日（火）（第8回）

- 中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について池田外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

（閣条第1号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、自由、新社、  
太陽  
反対会派 共産

○平成9年4月22日（火）（第9回）

- 1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合（同年5月21日及び22日にローマで開催）において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合（同年6月28日から7月2日までローマで開催）において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）について池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月8日（木）（第10回）

- 1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合（同年5月21日及び22日にローマで開催）において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合（同年6月28日から7月2日までローマで開催）において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）について池田外務大臣、政府委員及び水産庁当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第4号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由、  
新社、太陽

反対会派 なし

- 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

以上両件について池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 在ペルー日本大使公邸占拠事件に関する件について池田外務大臣から報告

を聴いた。

○平成9年5月13日（火）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件に関する件について参考人特命全権大使ペルー国駐劔青木盛久君から意見を聴いた後、同件、テロ対策に関する件、特殊部隊（SAT）に関する件、我が国のナショナルデーに関する件、ペルーに対する経済協力に関する件、対北朝鮮外交に関する件、尖閣諸島に関する件、行政改革会議に関する件等について同参考人、池田外務大臣、梶山内閣官房長官、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月15日（木）（第12回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

以上両件について池田外務大臣、政府委員、防衛庁、外務省当局及び参考人海外経済協力基金理事清川佑二君に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第2号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由、太陽

反対会派 なし

欠席会派 新社

（閣条第3号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由、太陽

反対会派 なし

欠席会派 新社

- 航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結に





欠席会派 二院

○平成9年6月10日（火）（第16回）

- 投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）について池田外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

（閣条第16号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、新社、太陽  
反対会派 共産  
欠席会派 二院

- 日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめに関する件について池田外務大臣から報告を聴いた。

○平成9年6月12日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 日米防衛協力ガイドラインに関する件、北方領土問題に関する件、青木前ペルー大使の発言に関する件、在外選挙制度に関する件等について久間防衛庁長官、池田外務大臣、政府委員、総務庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日（火）（第18回）

- 在ペルー日本大使公邸占拠事件調査委員会報告書に関する件について池田外務大臣から報告を聴いた後、同件、日米防衛協力ガイドラインに関する件、地球温暖化防止に関する件等について池田外務大臣、久間防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。
- 請願第859号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するもの、第2475号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要しないものとそれぞれ審査決定し、第276号外60件を審査した。
- 国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

## 【要 旨】

この協定は、1991年（平成3年）10月のマドリッド中東和平会議以来進められている中東和平プロセスの一環として開催された第1回中東・北アフリカ経済サミット（1994年（平成6年）10月）での宣言を受けて専門家会合等において検討された結果、1996年（平成8年）8月28日に作成されたものである。この協定は、中東・北アフリカ地域の平和、安定及び開発を強化し及び促進するため、地域的な経済開発及び経済協力を促進する機関として中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立すること並びにその運営について定めることを目的とするものであり、前文、本文55箇条、末文、一の付表及び一の附属書から成る。その主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定により中東・北アフリカ経済協力開発銀行（以下「銀行」という。）を設立する。銀行は、完全な法人格を有する。
- 2 銀行は、中東及び北アフリカにおける平和、安定及び開発を更に強化し及び促進するため、地域的な事業計画、特に経済基盤の整備に係る事業計画及び民間部門の成長の支援等に必要な公的な及び民間の外国又は国内の投資及び他の資金を動員すること並びにこの地域における経済協力等を促進するための場を設けることを目的とする。
- 3 付表Aに掲げられている者であって、中東和平プロセスの支援、域内における経済協力の促進等を誓約するものが、銀行の原加盟者となることができる。ただし、原加盟者となるには、1997年10月31日又は銀行の総務会により決定される同日よりも遅い日までにこの協定の締約者とならなければならない。
- 4 銀行の当初の授権資本は、33億3,870万特別引出権（SDR、約50億米ドル）とし、それぞれ百SDRの額面価額を有する3,338万7,000株の株式に分けられる。それぞれの株式は、25%の払込部分及び75%の請求払部分を有する。総務会は、銀行の資本を増額することができる。
- 5 原加盟者は、付表Aに掲げる割当てに基づき株式に応募する。（我が国の応募額は、総額の9.5%に当たる3億1,717万6,500SDR（約468億円）である。なお、原加盟者として銀行への加盟が予定されている主要加盟者の出資率は、米国21%、日本9.5%、ロシア6%、イタリア5%、エジプト、イスラエル、ジョルダン及びパレスチナ暫定自治政府4%である。）
- 6 銀行に域内加盟者で構成する経済協力フォーラムを置く。同フォーラムは、この地域の経済協力の促進、経済的な優先度の調整、貿易及び投資の自由化の促進等を目的とし、域内加盟者は、この目的を達成するため、相互の情報交換及び銀行への情報提供、継続的な政策協議、事業計画の調査等を行う。

- 7 銀行は、その金融業務において、地域的な事業計画の支援、この地域における民間部門の成長の促進並びに民間及び企業家の自発的活動の助長を重視する。
- 8 銀行は、中東和平プロセスの支持、市場指向型経済の推進等を行う域内加盟者の領域内において金融業務を実施する。
- 9 銀行は、加盟者の領域内の民間部門の企業、民営化の過程にある国有企業及び経済基盤の整備等の地域的な事業計画を対象として、貸付け、貸付けへの参加、貸付けの保証、株式又は持分への投資及び技術援助を行う。
- 10 銀行に、経済協力フォーラムのほか、総務会、理事会、総裁並びに銀行が定める任務を遂行するための役員及び職員を置く。
- 11 銀行のすべての権限は総務会に属する。総務会は、各加盟者が任命する総務及び総務代理から成り、総務会が定めるところにより又は理事会の招集により会合を開催する。
- 12 理事会は、銀行の業務全般について責任を有し、及び総務会から委任されたすべての権限を行使する。授權資本の少なくとも4%を出資している加盟者を代表する総務は理事1人を、また、授權資本の少なくとも4%を出資している2又はそれ以上の加盟者を代表する総務は共同で理事1人を選出することができる。
- 13 総裁は、総務会により選出され、理事会の指揮の下に銀行の経常業務を行い、及び銀行の法律上の代表者となる。
- 14 各加盟者の投票権数は、当該加盟者の応募済株式数に等しいものとする。
- 15 銀行の主たる事務所は、エジプト・アラブ共和国のカイロに置く。
- 16 この協定は、付表Aに掲げる当初の応募額の総額の65%以上を代表する署名者がそれぞれの批准書、受諾書又は承認書の寄託を完了した日に効力を生ずる。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

#### 【要 旨】

この議定書は、地雷等の使用の制限を強化し及び地雷の移譲を制限すること等により武力紛争における文民等の一層の保護を図ることを目的とし、「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使

用の禁止又は制限に関する条約」（以下「条約」という。）の検討会議において、1996年（平成8年）5月3日、ジュネーブで採択された。この議定書は、条約に附属する「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書Ⅱ）」の改正の内容について規定した第1条及び効力発生について規定した第2条から成り、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 この議定書は、条約第1条に規定する事態（二以上の締約国間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争、植民地解放のための武力紛争等）に適用することに加え、1949年8月12日のジュネーブ諸条約のそれぞれの第3条に共通して規定する事態（締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争）について適用する。ただし、国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。
- 2 いずれの締約国又は紛争当事者も、自らが使用したすべての地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置（以下「地雷等」という。）について、この議定書の規定に従って責任を有する。
- 3 過度の傷害若しくは無用の苦痛を与えるように設計された又はその性質上過度の傷害若しくは無用の苦痛を与える地雷等の使用は、いかなる状況下においても、禁止する。
- 4 地雷探知機の通常的使用中に、その磁気の影響その他の接触によらない影響により、弾薬類を起爆させるよう特に設計された装置を用いる地雷等の使用は、禁止する。
- 5 技術的事項に関する附属書に定める探知不可能な対人地雷の使用は、禁止する。
- 6 技術的事項に関する附属書の自己破壊及び自己不活性化に関する規定に適合しない遠隔散布地雷でない対人地雷及び遠隔散布地雷である対人地雷の使用は、禁止する。ただし、遠隔散布地雷ではない対人地雷については、一定の条件が満たされる場合を除く。
- 7 遠隔散布地雷については、技術的事項に関する附属書の規定に従って記録されるものを除くほか、その使用を禁止する。
- 8 実行可能な限度において、効果的な自己破壊のための装置又は自己無力化のための装置及び予備の自己不活性化のための機能を備えていない対人地雷でない遠隔散布地雷の使用は、禁止する。
- 9 国際的に認められた保護標章、医療施設、児童のがん具、宗教的性質を有する物等に取り付け又はそれらを利用するブービートラップ及び他の類似の装置の使用は、いかなる状況下においても、禁止する。

- 10 締約国は、この議定書によって使用が禁止されているいかなる地雷の移譲も行わないことを約束する。
- 11 締約国は、いかなる地雷の移譲も、国又は受領することを認められている国の機関に対するものを除くほか、行わないことを約束する。
- 12 地雷原、地雷敷設地域及び地雷等に関するすべての情報については、技術的事項に関する附属書の規定に従って記録する。
- 13 すべての地雷原、地雷敷設地域及び地雷等については、現実の敵対行為の停止後遅滞なく、この議定書の関連規定に従って、除去し、破壊し又は維持する。
- 14 締約国は、地雷の除去の方法に関する装置等を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束する。
- 15 自己の支配下にある関係地域における地雷等の及ぼす効果から、国連憲章に従い平和維持等の任務を遂行している国連の軍隊又は使節団、受入国の同意を得ている国連等の人道的使節団、赤十字国際委員会の使節団、他の一定の人道的使節団等を保護するために、可能な限り、必要な措置をとる。
- 16 締約国は、この議定書の運用に関連するすべての問題に関して協議し及び協力するために、締約国会議を毎年開催し、また、年次報告を寄託者に提出する。
- 17 締約国は、その管轄若しくは管理の下にある者による又はその領域におけるこの議定書の違反を防止し及び抑止するため、立法等のあらゆる適当な措置をとる。
- 18 技術的事項に関する附属書は、地雷等の位置に関する記録の方法、対人地雷の探知可能性並びに自己破壊及び自己不活性化に関する仕様、地雷原及び地雷敷設地域に関する国際的標識について規定する。
- 19 この議定書は、条約第8条1（b）の規定に従って、20の国が拘束されることに同意する旨を通告した日の後6箇月で効力を生ずる。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

#### 【要 旨】

この議定書は、失明をもたらすレーザー兵器の使用及び移譲を禁止すること等を目的とし、「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」（以下「条約」という。）の検討会議において、1995年（平成7年）10月13日、ウィーンで採択さ

れた。この議定書は、新たに条約に附属することとなる「失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ）」の内容について規定した第1条及び効力発生について規定した第2条から成り、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 視力の強化されていない眼に永久に失明をもたらすように特に設計されたレーザー兵器を使用することは、禁止する。
- 2 締約国は、前記1にいう兵器をいかなる国又は国以外の主体に対しても移譲してはならない。
- 3 締約国は、レーザー装置を使用する場合には、視力の強化されていない眼に永久に失明をもたらすことを防止するため、軍隊の訓練等を含むすべての実行可能な予防措置をとる。
- 4 レーザー装置の正当な軍事的使用の付随的又は副次的な効果としてもたらされる失明については、この議定書に規定する禁止の対象としない。
- 5 この議定書は、条約第5条の3及び4の規定に従って、20の国が拘束されることに同意する旨を通告した日の後6箇月で効力を生ずる。

1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合（同年5月21日及び22日にローマで開催）において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合（同年6月28日から7月2日までローマで開催）において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

#### 【要 旨】

この協定は、1949年（昭和24年）に国際連合食糧農業機関（以下「F A O」という。）においてF A O憲章第14条に基づき作成され、1952年（昭和27年）2月20日に発効し、その後、1963年（昭和38年）及び1976年（昭和51年）に改正された。この協定は、地中海及び黒海並びにこれらに接続する水域の海洋生物資源の保存、管理及び最適利用を促進すること等を目的とする地中海漁業一般理事会（以下「理事会」という。）の設置について定めるもので、前文及び本文17箇条から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 理事会をF A Oの枠組みにおいて設置する。理事会の構成国は、この協定を受諾するF A Oの加盟国若しくは準加盟国又は国際連合等の加盟国であるF A Oの非加盟国とする。
- 2 理事会は、海洋生物資源の開発、保存、合理的な管理及び最適利用を促進することを目的とし、海洋生物資源の保存及び合理的な管理のための措置（以下「保存管理措置」という。）を作成し、勧告すること等の任務及び責任を有する。

- 3 保存管理措置の勧告については、出席しかつ投票する理事会の構成国の3分の2以上の多数による議決で採択する。理事会の構成国は、理事会が決定した日から、理事会が行った勧告を実施する。理事会の構成国は、勧告の通告の日から120日以内に当該勧告に対して異議を申し立てることができる。
- 4 理事会は、理事会の目的に関連する事項について研究及び報告をする委員会並びに特定の技術的問題について研究及び勧告をする作業部会を設置することができる。
- 5 理事会の構成国の代表等が理事会の会合等に出席するときの費用は、これらの者を出席させる政府が決定し、支払う。理事会の事務局の費用（出版及び連絡に係るものを含む。）は、F A Oの予算に計上される関連する支出予定額の限度内で、F A Oが決定し、支払う。
- 6 この協定の解釈又は適用に関する紛争は、各紛争当事者が任命する委員等によって構成される委員会に付される。この手続によっても解決されない紛争については、国際司法裁判所に付託する。

**航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）**

**【要 旨】**

現在我が国と香港との間の航空関係については、日英航空協定の下で運営されているが、1997年（平成9年）7月1日に香港が中国に返還される事情を踏まえ、従来より英国（香港）側より、同協定から我が国と香港との間及びその以遠の路線を分離させ、返還に先立ち我が国と香港との間で航空協定を締結すべく働きかけがなされてきた。我が国としては、返還後も香港の現在の繁栄と安定を維持することが重要であり、とりわけ香港との定期航空路線は、航空要路として大きな意味を持ち、現在の状況の安定的な維持が必要不可欠との認識に立ち交渉を行った結果、1997年（平成9年）2月28日に香港においてこの協定が署名された。この協定は、我が国と香港との間及びその以遠における定期航空業務の運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両締約政府は、この協定の実施に当たっては、国際航空業務に適用される限度において、国際民間航空条約の規定で両締約政府に適用されるものに従って行動する。
- 2 両締約政府の航空企業は、相手締約政府の協定地域を無着陸で通過することができるための及び相手締約政府の協定地域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができるための権利を相手締約政府により許与される。

- 3 両締約政府の指定航空企業は、附属書に定められた路線（特定路線）において、相手締約政府の協定地域内の地点に着陸して定期的に両締約政府の協定地域間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手締約政府の協定地域内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 4 指定航空企業は、相手締約政府の空港等の施設の使用料金について、当該相手締約政府の航空企業又は他の航空企業であって国際航空業務に従事するものよりも高額のものでなく、当該指定航空企業の航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手締約政府の関税等を免除される。
- 5 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約政府が、当該路線を運航する自己の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手締約政府からその法令に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 6 両締約政府の指定航空企業は、定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 7 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち航空企業を指定した締約政府の協定地域発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 8 運賃は、指定航空企業が国際航空運送協会のような国際的運賃決定機関を使用する方法等により合意し、両締約政府の航空当局の認可を受ける。
- 9 両締約政府の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点（東京、名古屋、大阪、福岡、鹿児島、那覇、札幌他 2 地点）—中間地点（アジア内の 2 地点）—香港—以遠の地点」とし、香港側は「香港—中間地点（アジア内の 2 地点）—日本国内の地点（福岡、大阪、名古屋、東京、札幌、那覇、鹿児島、仙台、広島）—以遠の地点」とする。

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（先議）

【要 旨】

南極の環境及び生態系の保護については、1959年（昭和34年）にワシントンで署名された南極条約（1961年（昭和36年）6月23日我が国について効力発生）に基づく南極条約協議国会議の勧告に従って、動植物相の保存、海洋生物資源の保存、特別保護地区の設定等の個別的な保護措置がとられてきた。しかし、地球環境の保護の重要性が世界的に一層強調されるようになったことを受け、

1989年（平成元年）の第15回南極条約協議国会議は、南極の環境等を包括的に保護するための法的枠組みの作成を勧告した。これに基づき、南極条約議定書（附属書ⅠからⅣを含む。以下「議定書」という。）が1991年（平成3年）10月にマドリッドで開かれた特別会合において、また、この議定書に追加される附属書Ⅴ（以下「附属書Ⅴ」という。）が同月にボンで開かれた第16回南極条約協議国会議において、それぞれ採択された。

この議定書及び附属書Ⅴは、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを目的とし、環境影響評価、動植物相の保存、廃棄物の処分及び管理等に関する具体的措置を定めるものである。

## 1 議定書

議定書は、前文、本文27箇条、付録、四の附属書及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- (1) 南極の環境及び生態系の保護並びに南極地域の固有の価値の保護は、南極条約地域（南緯60度以南の地域）における活動の計画及び実施に当たり考慮すべき基本的事項とし、このために所要の措置をとる。
- (2) 鉱物資源活動は、科学的調査を除くほか、禁止する。
- (3) 南極条約第7条5の規定（探険隊、基地等の通報・通告）に従い事前の通告を必要とする活動は、南極の環境又は生態系に及ぼす影響についての事前評価のための附属書Ⅰに規定する手続に従う。
- (4) 締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置をとる。（我が国について別途「南極地域の環境の保護に関する法律案」が今国会に提出されている。）
- (5) 締約国は、南極条約地域における環境上の緊急事態に対応するため迅速かつ効果的な対応措置をとり、事故に対応するための緊急時計画を作成する。
- (6) 議定書の解釈又は適用に関して紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉、仲裁等により解決を図る。付録は、仲裁手続について定める。
- (7) 附属書Ⅰは、南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とする活動を、南極の環境及び生態系に及ぼす影響に応じ、(イ)環境評価書の作成が義務付けられないもの、(ロ)初期の環境評価書の作成が義務付けられるもの、(ハ)包括的な環境評価書の作成が義務付けられるものの3つに分け、事前の環境評価のための手続及び監視について定める。
- (8) 附属書Ⅱは、許可証による場合を除くほか、在来哺乳類等の採捕又は有害な干渉を禁止すること、南極条約地域内に非在来<sup>ほ</sup>の動植物種を持ち込むではないこと等について定める。

- (9) 附属書Ⅲは、南極条約地域で発生し又は処分される廃棄物の量を実行可能な限り削減し、除去し又は焼却すること、ポリ塩化ビフェニル（PCB）等の持ち込みを禁止すること等について定める。
- (10) 附属書Ⅳは、南極条約地域を運航している締約国の船舶等からの油の排出、有害液体物質の排出、廃物の処分、汚水の排出に関する具体的な規制措置等について定める。
- 2 附属書Ⅴは、12箇条から成り、南極特別保護地区又は南極特別管理地区における活動は、管理計画に従い禁止され、制限され又は管理されること、これらの地区に指定等された又は南極条約協議国が承認した史跡及び歴史的記念物は、損傷し、除去し又は破壊してはならないこと等について定める。
- なお、議定書は、その採択の日に南極条約協議国であるすべての国が締結した日の後30日目の日に、附属書Ⅴは、その採択の日に南極条約協議国であるすべての国により承認された時に、それぞれ効力を生ずる。

**アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（先議）**

**【要 旨】**

アジア＝太平洋郵便連合（以下「連合」という。）は、万国郵便連合憲章に基づく限定連合の1つとして、アジア＝太平洋地域における国際郵便の協力体制を作るために1962年（昭和37年）に設立され、我が国は、1968年（昭和43年）に加盟した。

連合の最高機関である大会議は、通常5年ごとに開催され、連合の諸文書の改正又は新たな文書の作成を行う。連合の基本的文書は、アジア＝太平洋郵便連合憲章（以下「憲章」という。）であり、追加議定書により改正される。その他の連合の文書としては、アジア＝太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝太平洋郵便条約（以下「条約」という。）があり、これら2文書は連合の大会議ごとに更新されることとされていた。

1995年（平成7年）にシンガポールで開催された大会議において、連合の組織及び運営の合理化等の観点から、これら2文書の一般規則への一本化、一般規則の恒久化等を内容とする憲章の改正のために、このアジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書（以下「議定書」という。）が、また、憲章の改正を受けて、このアジア＝太平洋郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）が、それぞれ作成された。

**1 議定書**

この議定書は、憲章を改正するもので、前文、本文11箇条及び末文から成り、

連合の文書の見直し等を内容としており、主な改正点は次のとおりである。

- (1) 条約の内容をアジア＝太平洋郵便連合一般規則に追加して両文書を一般規則に一本化するとともに、従来、大会議ごとに更新されてきた一般規則を恒久文書とする。
- (2) 連合への加盟又は連合からの脱退の手続、連合の文書の締結手続等における寄託者等を中央事務局の所在する国の政府から中央事務局長に変更する。

## 2 一般規則

この一般規則は、前文、本文25箇条及び末文から成り、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規則について定めており、主な改正点は次のとおりである。

- (1) 条約の内容である国際郵便業務に関する規定を追加し、それに伴う文言上の修正を加える。
- (2) 従来は、大会議ごとに更新されることとされていた一般規則の有効期間を無期限のものとする。
- (3) 加盟国に対して国際郵便業務に関する規定の改正を通告する者を中央事務局の所在する国の政府から中央事務局長に変更する。
- (4) 中央事務局次長に関する規定を削除する。
- (5) 連合の支出の年間最高限度額を10万合衆国ドルから11万合衆国ドルに引き上げる。
- (6) 条約の廃棄に関する規定を追加する。

なお、これらの議定書及び一般規則は、1997年（平成9年）7月1日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

## 1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（先議）

### 【要 旨】

この議定書は、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「海上人命安全条約」という。）における船舶の検査の間隔及び各種の証書の有効期間に係る規定を整理し、他の関係条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定と調和させることを目的とするものであり、国際海事機関（IMO）において検討が行われ、1988年（昭和63年）11月11日にロンドンにおいて作成された。この議定書は、前文、本文9箇条、末文並びに一の附属書及びその付録から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 旅客船及び貨物船の検査の名称及び間隔を次のように整理する。これによ

り、貨物船は、証書の有効期間中、定期的検査、中間検査、年次検査及び船底の外部の検査のいずれについても原則として常に検査基準日（証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日）の前後3箇月以内に受けることが可能となる。

(1) 旅客船は、最初の検査及び12箇月ごとに1回の更新検査を受ける（検査後、旅客船安全証書が発給される。）。

(2) 貨物船の救命設備その他の設備は、最初の検査及び5年を超えない間隔で更新検査を受ける（検査後、貨物船安全設備証書が発給される。）。更に、証書の有効期間中、2回目又は3回目の検査基準日の前後3箇月以内に定期的検査及びそれ以外の検査基準日の前後3箇月以内に年次検査を受ける。

(3) 貨物船の無線設備は、最初の検査及び5年を超えない間隔で更新検査を受ける（検査後、貨物船安全無線証書が発給される。）。更に、証書の有効期間中、検査基準日の前後3箇月以内に定期的検査を受ける。

(4) 貨物船の船体、機関及び設備は、最初の検査及び5年を超えない間隔で更新検査を受ける（検査後、貨物船安全構造証書が発給される。）。更に、証書の有効期間中、2回目又は3回目の検査基準日の前後3箇月以内に中間検査、それ以外の検査基準日の前後3箇月以内に年次検査及び5年間に少なくとも2回の船底の外部の検査を受ける。

2 旅客船及び貨物船の各種証書の有効期間を次のように整理する。

(1) 旅客船安全証書は、12箇月（海上人命安全条約においても、12箇月とされている。）を超えない期間について発給する。

(2) 貨物船安全設備証書は、5年（海上人命安全条約においては、24箇月とされている。）を超えない期間について発給する。

(3) 貨物船安全無線証書は、5年（海上人命安全条約においては、12箇月とされている。）を超えない期間について発給する。

(4) 貨物船安全構造証書は、5年（海上人命安全条約においても、5年とされている。）を超えない期間について発給する。

3 2の有効期間にかかわらず、検査基準日ができる限り維持されるようにするため、

イ 更新検査が証書の有効期間の満了の日前3箇月以内に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日を起点として、当該満了の日から5年（旅客船については、12箇月）を超えない日まで、

ロ 更新検査が証書の有効期間の満了の日後に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日を起点として、当該満了の日から5年（旅客船については、

12箇月)を超えない日まで、

ハ 更新検査が証書の有効期間の満了の日前3箇月の日前に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日から5年(旅客船については、12箇月)を超えない日まで、

それぞれ効力を有する。証書の有効期間の満了の時に船舶が検査港にない場合には、主管庁(船舶の旗国の政府)は、証書の有効期間を3箇月(海上人命安全条約においては、5箇月とされている。)を超えない範囲内で延長することができる。

- 4 この議定書は、次の条件の双方が満たされた日の後12箇月で効力を生ずる。
  - (1) 15以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の50%に相当する商船船腹量以上となる国がこの議定書を締結すること。
  - (2) 1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書の効力発生のための条件が満たされること。

#### 1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書の締結について 承認を求めるの件(閣条第9号)(先議)

##### 【要旨】

この議定書は、1966年の満載喫水線に関する国際条約(以下「満載喫水線条約」という。)における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定を他の関係条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定と調和させること並びに同条約に定める船舶の積載限度に係る技術要件を改善することを目的とするものであり、国際海事機関(IMO)において検討が行われ、1988年(昭和63年)11月11日にロンドンにおいて作成された。この議定書は、前文、本文9箇条、末文及び二の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 満載喫水線条約においては5年を超えない範囲内で行うとされている定期的検査を更新検査(検査後、国際満載喫水線証書が発行される。)に改める。
- 2 満載喫水線条約においては証書の有効期間中、証書の発行月日の前後3箇月以内に受けることとされている定期的検査を検査基準日(証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日)の前後3箇月以内に受ける年次検査に改める。
- 3 国際満載喫水線証書は、5年を超えない範囲内で主管庁(船舶の旗国の政府)が定める期間について発行される。
- 4 3の有効期間にかかわらず、検査基準日ができる限り維持されるようにするため、

- イ 更新検査が証書の有効期間の満了の日前3箇月以内に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日を起点として、当該満了の日から5年を超えない日まで、
- ロ 更新検査が証書の有効期間の満了の日後に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日を起点として、当該満了の日から5年を超えない日まで、
- ハ 更新検査が証書の有効期間の満了の日前3箇月の日前に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日から5年を超えない日まで、
- それぞれ効力を有する。証書の有効期間の満了の時に船舶が検査港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を3箇月を超えない範囲内で延長することができる。
- 5 満載喫水線条約附属書 I（満載喫水線を決定するための規則）に規定する船舶の型式に応じたフリーボード（甲板線の上縁から満載喫水線の上縁までの垂直距離）の指定に係る積載の初期条件、損傷の仮定、浸水後の平衡状態等を改める。同附属書 I に規定する木材フリーボードを指定される船舶に関し、積付けの要件等を改める。
- 6 この議定書は、次の条件の双方が満たされた日の後12箇月で効力を生ずる。
- (1) 15以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の50%に相当する商船船腹量以上となる国がこの議定書を締結すること。
- (2) 1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書の効力発生のための条件が満たされること。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

### 【要 旨】

この条約は、これまで我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的として、我が国と南アフリカとの間で課税権を調整するため、1997年（平成9年）3月7日にケープ・タウンにおいて署名されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約の対象税目は、日本国においては所得税、法人税及び住民税、南アフリカにおいては普通税及び第2法人税とする。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、

かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。

- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 5 配当に対する源泉地国税率は、親子会社間の場合は5%、その他の場合は15%を超えないものとする。
- 6 利子及び使用料に対する源泉地国税率は、それぞれ10%を超えないものとする。
- 7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 8 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するか又は183日以上の間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得又は前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。
- 9 勤務に対する報酬、芸能人等の所得については、相手国内で勤務、芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 10 短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国において免税される。
- 11 法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。
- 12 相手国又は相手国の地方政府等により支払われる政府職員の報酬等については、一定の場合を除くほか、相手国においてのみ課税することができる。
- 13 この条約に規定のない所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 14 我が国及び南アフリカにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。
- 15 両国は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する法令を実施し、これらの租税に関する脱税を防止するため必要な情報を交換する。
- 16 両国は、この条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助に努める。
- 17 この条約は、それぞれの国内法上の手続に従って承認された旨を通知する公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 18 この条約は、無期限に効力を有する。ただし、この条約の効力発生の日から5年の期間が満了した後に開始する各暦年の6月30日以前に、終了の通告を行うことができる。

航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）

【要 旨】

我が国とパプア・ニューギニアとの間の定期航空路開設については、従来よりパプア・ニューギニア側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1997年（平成9年）3月10日にポート・モレスビーにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とパプア・ニューギニアとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点－ポート・モレスビー」、パプア・ニューギニア側は「パプア・ニューギニア内の地点－大阪」とする。

## 包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

### 【要 旨】

この条約は、ジュネーブの軍縮会議での交渉を経て、1996年（平成8年）9月10日にニュー・ヨークの国際連合総会において採択されたものであり、同月24日に署名のために開放され、我が国は、同日、署名した。この条約は、核兵器の拡散の防止、核軍備の縮小等に効果的に貢献するため、あらゆる場所において核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止するとともに、あわせて、条約上の義務の実施を確保するための検証措置として、国際監視制度の整備、現地査察の実施等について定めるものであり、前文、本文17箇条、条約の附属書1及び2、議定書、議定書の附属書1及び2から成る。その主な内容は、次のとおりである。

- 1 締約国は、核爆発を実施せず並びに自国の管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核爆発を禁止し及び防止することを約束する。また、締約国は、核爆発の実施を実現させ、奨励し又はこれに参加することを差し控えることを約束する。
- 2 締約国は、この条約により、包括的核実験禁止条約機関（以下「機関」という。）を設立し、機関の内部機関として、すべての締約国によって構成される締約国会議、51の理事国によって構成される執行理事会及び検証その他の任務を遂行する技術事務局（国際データセンターを含む。）を設置する。機関の所在地は、オーストリア共和国ウィーンとする。
- 3 機関の活動に要する費用については、国際連合と機関との間の加盟国の相違を考慮して調整される国際連合の分担率に従って締約国が毎年負担する。
- 4 機関は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、検証活動の目的の適時の及び効果的な達成に合致する方法で検証活動を行う。
- 5 締約国は、自国の憲法上の手続に従いこの条約に基づく義務を履行するために必要な措置をとる。
- 6 この条約の遵守について検証するために、国際監視制度、協議及び説明、現地査察並びに信頼の醸成についての措置から成る検証制度を設ける。
- 7 国際監視制度は、地震学的監視施設、放射性核種監視施設（公認された実験施設を含む。）、水中音波監視施設、微気圧振動監視施設等によって構成され、国際データセンターの支援を受ける。
- 8 締約国は、前記1、の義務の違反の可能性について懸念を引き起こす問題を、まず、締約国間で、機関との間で又は機関を通じて、協議及び説明により、明らかにし及び解決するためにあらゆる努力を払うべきである。
- 9 締約国は、前記1、に違反して核爆発が実施されたか否かを明らかにする

等のため、国際監視制度によって収集された情報等に基づき現地査察を要請する権利を有する。締約国は、自国の領域内又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所において機関が現地査察を実施することを認める。

- 10 締約国は、化学的爆発に関連する検証のためのデータを誤って解釈することから生ずるこの条約の遵守についての懸念を適時に解決することに貢献すること等のため、機関及び他の締約国と協力することを約束する。
- 11 締約国会議は、この条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するため、必要な措置（この条約に基づく締約国の権利及び特権の行使の制限又は停止、国際法に適合する集団的措置の勧告等）をとる。
- 12 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該関係当事者が選択するその他の平和的手段によって紛争を速やかに解決するため、協議する。
- 13 この条約の運用及び実効性を検討するため、原則としてこの条約の効力発生の10年後に締約国会議（検討会議）を開催する。検討会議は、締約国の要請に基づき平和的目的のための地下における核爆発の実施を認める可能性について検討する。検討会議は、コンセンサス方式により当該地下における核爆発を認めることができることを決定する場合には、この条約の適当な改正を締約国に勧告するために遅滞なく作業を開始する。
- 14 この条約の有効期間は、無期限とする。締約国は、この条約から脱退する権利を有する。
- 15 この条約は、条約の附属書2に掲げるすべての国（44箇国）の批准書が寄託された日の後180日で効力を生ずる。
- 16 この条約が、署名開放後3年を経過しても効力を生じない場合には、批准書寄託国の過半数の要請により会議を招集し、早期発効を容易にするための措置について検討し、決定する。
- 17 この条約の各条の規定及びこの条約の附属書については、留保を付することができない。
- 18 議定書は、国際監視制度及び国際データセンターの任務、現地査察のための詳細等について規定し、議定書の附属書は、国際監視制度を構成する各監視観測所等の所在地等について規定する。

**可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）**

#### **【要 旨】**

この条約は、1988年（昭和63年）12月、ロンドン発ニュー・ヨーク行きの民

間航空機が可塑性爆薬により爆破され墜落した事件を契機に、可塑性爆薬を使用したテロリズムの行為を抑止するため、可塑性爆薬に識別措置が適切にとられることを確保することを目的に、国際民間航空機関の法律委員会における検討を経て、1991年（平成3年）3月1日、航空法に関する国際会議において採択されたものである。この条約は、前文、本文15箇条、末文及び技術附属書から成り、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 締約国は、その領域内で識別措置がとられていない可塑性爆薬を製造することを禁止し、防止するために必要かつ効果的な措置をとる。
- 2 締約国は、その領域内への又はその領域からの識別措置がとられていない可塑性爆薬の移動を禁止し、防止するために必要かつ効果的な措置をとる。
- 3 締約国は、この条約の発効前に領域内で製造され又は領域内に持ち込まれた識別措置がとられていない可塑性爆薬の所持及び譲渡を厳重かつ効果的に管理するために必要な措置をとる。
- 4 締約国は、前記3、の可塑性爆薬であって、軍隊、警察等が保有していないものについてはこの条約の発効後3年以内に、軍隊、警察等が保有しており、かつ、軍用火工品の一部に組み込まれていないものについてはこの条約の発効後15年以内に、それぞれ廃棄し若しくは消費し、これらに識別措置をとり又は永久に無力なものにすることを確保するために必要な措置をとる。
- 5 締約国は、自国領域内で発見された識別措置がとられていない可塑性爆薬で前記3、及び4、の対象とされていないものを自国の領域内でできる限り速やかに廃棄することを確保するために必要な措置をとる。
- 6 締約国は、技術附属書第1部Ⅱに規定する研究等のための可塑性爆薬がこの条約の趣旨に反する目的のために転用され又は使用されることを防止するため、これらの爆薬の所持及び譲渡を厳重かつ効果的に管理するために必要な措置をとる。
- 7 この条約により、国際爆薬委員会を設置する。同委員会は、可塑性爆薬の製造、識別措置及び探知についての技術の進歩を評価し、必要な場合には、国際民間航空機関の理事会に対してこの条約の技術附属書の改正を勧告する。
- 8 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付され、その後、一定の場合に、国際司法裁判所に付託される。
- 9 この条約は、35番目の批准書等が寄託者に寄託された日の後60日目の日に効力が発生する。ただし、寄託を行った国のうち5以上の国が可塑性爆薬の製造国（製造国はその旨を宣言する。）であることを条件とする。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件  
（閣条第14号）

【要 旨】

この確認書は、世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、情報技術製品の関税撤廃及び医薬品の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するためのものであり、1997年（平成9年）4月7日にジュネーブで作成され、前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成る。その主な内容は次のとおりである。

- 1 我が国の譲許表の修正及び訂正は、1980年（昭和55年）3月26日に1947年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。
- 2 この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国が世界貿易機関事務局長にあてた通告書に従って効力を生ずる。
- 3 我が国の譲許表（第38表）の修正及び訂正
  - (1) 情報技術製品についての関税撤廃措置を規定するために、第1部第2節の附属書を第1部第2節の附属書Iとし、同附属書の次に第1部第2節の附属書IIを加える。
  - (2) 表Iに掲げる関税率表番号（76箇）に分類されるすべての産品（半導体、有線電話関連機器等を含む。）に関して、1997年（平成9年）1月1日の譲許税率を3回の均等の引下げによって、1999年（平成11年）1月1日に無税とする。
  - (3) 表IIに掲げる関税率表番号（4箇）に分類されるすべての産品（シリコン以外のウエハー及び電気導体）に関して、1997年（平成9年）1月1日の譲許税率を4回の均等の引下げによって、2000年（平成12年）1月1日に無税とする。ただし、電気導体については、電気通信に使用される種類のものだけが関税引下げの対象となる。
  - (4) 表IIIに掲げる産品（切断装置、電子ビーム顕微鏡等の半導体の製造に用いられる各種装置等39品目）及び表IVに掲げる産品（コンピュータ、ネットワーク用の機器等13品目）に関して、1997年（平成9年）1月1日の譲許税率を3回の均等の引下げによって、1999年（平成11年）1月1日に無税とする。
  - (5) 医薬品の関税撤廃の対象産品の追加のための1回目の見直しによって追

- 加される産品を掲げるために、第38表の我が国の譲許表の附属書中の付表Ⅰ、付表Ⅱ及び付表Ⅳをそれぞれ付表ⅠA、付表ⅡA及び付表ⅣAとし、これらの付表の次にそれぞれ付表ⅠB、付表ⅡB及び付表ⅣBを加える。
- (6) 1回目の見直しによって追加される医薬の主要な産品は、付表ⅠBに掲げる231品目及び付表ⅣBに掲げる233品目である。
- (7) 1回目の見直しによって削除される医薬の主要な産品は、付表ⅠAにおいて規定する25品目である。

#### サービスの貿易に関する一般協定の第4議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

##### 【要 旨】

この議定書は、世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定（1995年（平成7年）1月1日発効）の附属書として作成された「サービスの貿易に関する一般協定」に関し、電話、テレックス等の基本電気通信サービスについて行った交渉の成果として、1997年（平成9年）4月15日にジュネーヴで作成されたものであり、前文、本文、末文並びに69の関係加盟国の特定の約束に係る表（以下「約束表」という。計55）及び最恵国待遇義務の免除に係る表（以下「免除表」という。計9）から成る。その主な内容は次のとおりである。

- 1 この議定書に附属する基本電気通信に関する関係加盟国の約束表又は免除表は、この議定書が効力を生ずる時に、当該関係加盟国の約束表又は免除表を補足し又は修正する。
- 2 この議定書は、1997年11月30日まで関係加盟国による受諾のために開放しておく。
- 3 この議定書は、すべての関係加盟国がこれを受諾していることを条件として、1998年1月1日に効力を生ずる。すべての関係加盟国が1997年12月1日前にこの議定書を受諾しなかった場合には、同日前にこの議定書を受諾した関係加盟国は、1998年1月1日前にその効力発生に関する決定を行うことができる。
- 4 我が国の約束表の内容
  - (1) 電報サービスを除き、あらゆる電気通信事業者によって提供されるすべての基本電気通信サービス分野について、議定書の効力発生の日から自由化することを約束する。
  - (2) 自由化約束を行ったサービス分野については、原則として、需給調整等による数量制限的規制、外国資本の参加等市場アクセスに関する制限を行わない。ただし、日本電信電話株式会社（NTT）及び国際電信電話株式

会社（KDD）への外国資本の参加の割合は、5分の1未満に制限する。

(3) 自由化約束を行ったサービス分野については、原則として、内国民待遇を与える。ただし、NTT又はKDDの役員は日本国籍を有しなければならない。

(4) 追加的な約束として、自由化約束を行ったサービス分野について、公正な競争条件を確保するための規制の枠組みを実施する。

なお、我が国は免除表への記載を行っておらず、すべての基本電気通信サービス分野において最恵国待遇の義務を負う。

### 投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）

#### 【要 旨】

従来より英国（香港）側から我が国に対し、1997年（平成9年）7月1日の香港の中国返還後も、その有効性の維持を前提として我が国との間に投資保護協定を締結すべく働きかけがなされてきた。我が国としては、返還後も香港が現在の繁栄と安定を維持すること、とりわけ我が国の対香港投資に係る環境が安定的に維持されることが重要であるとの認識の下、1997年（平成9年）5月15日に東京でこの協定の署名を行った。この協定は、前文、本文15箇条、末文及び協定の不可分の一部を成す議定書から構成され、基本的に我が国がこれまでに締結した協定例に沿った規定振りを採用している。主な内容は次のとおりである。

- 1 両締約政府の投資家は、投資の許可及びこれに関連する事項に関し、最恵国待遇が与えられる。
- 2 両締約政府の投資家は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 3 両締約政府は、投資家の出訴権等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 4 両締約政府は、正当な法の手続に従い、公共のために、かつ無差別の原則に基づき行われる収用等であって、補償を伴うものによる場合を除くほか、投資家の投資財産及び収益を収用等の対象としてはならない。投資家は、補償の価額等に関し、収用等を行った締約政府の裁判等を受ける権利を有するとともに、収用等の事項に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 5 敵対行為の発生、革命等の国家緊急事態により投資財産、収益等に生じた損害に関してとられる原状回復等の措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。当局による投資家の財産の徴発及び当局の不必要な行為によ

- る投資家の財産の破壊に関しては、原状回復又は妥当な補償が与えられる。
- 6 両締約政府は、投資家に対して、それぞれの地域外又は地域内への投資財産及び収益の移転の自由を保証する。
  - 7 両締約政府は、投資家の投資財産等の損害に係るてん補等に基づく請求権等について、政府又は指定された機関による代位を承認する。
  - 8 投資に関する紛争が当事者間で友好的に解決されず、当事者間で紛争解決のための手続につき合意が得られない場合には、投資家の要請により、仲裁に付託される。
  - 9 この協定の解釈又は適用に関する両締約政府間の紛争は、仲裁裁判所に付託される。
  - 10 この協定は、15年間効力を有し、その後は1年前の終了予告により終了させることができる。
- なお、この協定は、香港の中国への返還後中国に承継され、現行の日中投資保護協定は香港には適用されない。

**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）**

**【要 旨】**

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 国際民間航空機関日本政府代表部（カナダ、モントリオール）を新設し、在コタ・キナバル日本国領事館（マレーシア）を総領事館に種類変更するとともに、在ホラムシャハル（イラン）及び在プレトリア（南アフリカ共和国）の各日本国総領事館を廃止する。
- 2 前記の新設・種類変更公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、廃止公館に関する規定を削除する。
- 3 在香港日本国総領事館の位置の国名を連合王国から中華人民共和国に、在ボンベイ日本国総領事館（インド）の名称を在ムンバイ日本国総領事館に、在マドラス日本国総領事館（インド）の名称を在チェンナイ日本国総領事館に変更する等の規定の整備を行う。
- 4 この法律は、平成9年4月1日から施行する。ただし、在香港及び在コタ・キナバルの各日本国総領事館に関する部分等、一部の規定は、政令で定める日から施行する。

#### (4) 付託議案審議表

・条 約 (16件)

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件	衆	9. 2. 10	9. 3. 24	9. 4. 1 承 認	9. 4. 4 承 認	9. 2. 25	9. 3. 17 承 認	9. 3. 18 承 認
2	過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件	〃	2. 25	5. 7	5. 15 承 認	5. 16 承 認	4. 17	4. 22 承 認	4. 24 承 認
3	過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件	〃	2. 25	5. 7	5. 15 承 認	5. 16 承 認	4. 17	4. 22 承 認	4. 24 承 認
4	1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合（同年5月21日及び22日にローマで開催）において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合（同年6月28日から7月2日までローマで開催）において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件	〃	2. 25	4. 21	5. 8 承 認	5. 9 承 認	4. 8	4. 16 承 認	4. 17 承 認
5	航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 11	5. 15	5. 29 承 認	5. 30 承 認	5. 6	5. 14 承 認	5. 15 承 認
6	環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件	参	3. 11	3. 13	3. 17 承 認	3. 19 承 認	3. 25	4. 2 承 認	4. 3 承 認
7	アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件	〃	3. 11	3. 13	3. 18 承 認	3. 19 承 認	3. 25	4. 2 承 認	4. 3 承 認
8	1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書の締結について承認を求めるの件	〃	3. 11	3. 18	3. 27 承 認	3. 28 承 認	4. 8	4. 16 承 認	4. 17 承 認

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
9	1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書の締結について承認を求めるの件	参	9. 3. 11	9. 3. 18	9. 3. 27 承認	9. 3. 28 承認	9. 4. 8	9. 4. 16 承認	9. 4. 17 承認
10	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 25	5. 15	5. 29 承認	5. 30 承認	5. 6	5. 14 承認	5. 15 承認
11	航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 25	5. 15	5. 29 承認	5. 30 承認	5. 6	5. 14 承認	5. 15 承認
12	包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件	〃	4. 25	5. 26	6. 5 承認	6. 6 承認	5. 9	5. 16 承認	5. 20 承認
			○9. 5. 9 衆本会議趣旨説明						
13	可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件	〃	4. 25	5. 26	6. 3 承認	6. 6 承認	5. 13	5. 16 承認	5. 20 承認
14	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件	〃	4. 25	5. 28	6. 3 承認	6. 6 承認	5. 13	5. 21 承認	5. 22 承認
15	サービスの貿易に関する一般協定の第4議定書の締結について承認を求めるの件	〃	4. 28	5. 28	6. 3 承認	6. 6 承認	5. 13	5. 21 承認	5. 22 承認
16	投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	5. 27	6. 3	6. 10 承認	6. 11 承認	5. 27	5. 30 承認	6. 3 承認

・内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※23	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	9. 2. 7	9. 3. 25	9. 3. 31 可決	9. 3. 31 可決	9. 3. 4	9. 3. 21 可決	9. 3. 25 可決